

各 位

会 社 名 **コタ株式会社**
代表者の役職氏名 代表取締役社長 小田 博英
上場市場・コード 東証プライム市場 4923
お問い合わせ先 取締役経営企画部長 山崎 正哉
電 話 番 号 0774-44-4923

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、2022年6月17日開催予定の第43回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供制度をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 今後の着実成長の経営路線を背景とした企業価値の向上の実現に向け、経営体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役の員数の上限を12名以内から18名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 後
第三章 株主総会	第三章 株主総会
第14条 (条文省略)	第14条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削 除)
第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載ま</u>	

<p><u>たは表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 16 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p>第四章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。</p> <p>第 20 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 16 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第四章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は <u>18</u> 名以内とする。</p> <p>第 20 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u> <u>1 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2022 年 6 月 17 日
定款変更の効力発生日 (予定) 2022 年 6 月 17 日

以 上